

流人

野口瀬兵衛

撲殺事件



野口瀬兵衛の古墓 昭和46年撮影  
『天草の史跡文化遺産』より



正面から見た墓石  
野口瀬兵衛の名は、右側  
面に刻まれている。



旧庄屋家の池田氏により再建さ  
れた野口瀬兵衛の墓  
河浦町今田 観音寺墓地

# 流人 野口瀬兵衛

いて、次のように記されている。

天保十三年八月二十三日

益田村差置の流人、京都者野口瀬兵衛秀一兼ねて酒癖悪く、是夜もまた酒乱に及びし處より、同村百姓中申合させ遂に同人を撲殺、死骸は海中に投ずるの突発事あり。

天保十三年九月六日

京都表杉本左近より、益田村預り流人野口瀬兵衛渡しの渋紙包一個、大坂帰りの順幸丸に託され富岡着、山方役江間新五右衛門へ届方を頼み越す、即ち同人右品、一町田定宿富田屋林之丞方に相渡し、益田村庄屋池田為右衛門宛差送なす。尤も当人は既に殺害

せられて無きなり。

(順幸丸は高浜村庄屋上田家の持ち船力)

天保十三年十月十一日

益田村預り流人野口瀬兵衛殺害事件に付、加害者召捕に入つてゐる受刑者に対する刑務官と同じことである。その流人に対する、村人が撲殺するという事件は長い天草の流人島として最初で最後の事件であった。

『天草近代年譜』には、この野口瀬兵衛（事件）につ

天草市河浦町今田の觀音寺の墓地に野口瀬兵衛の墓がある。この野口氏実は流人であつた。江戸時代天草には多数の流人が配流された。したがつて天草の地で没した流人は数多いと思うが、流人の墓が存在しているのは数少ない。

この野口氏の墓は当時の墓でなく、最近旧庄屋池田家の手によつて再建されたため新しいが、後に述べる鶴田氏の現地調査によると、古墓も存在していたといふ。

この野口瀬兵衛は流人であつたが、実は村人から撲殺されていたのだ。たゞえ流人が無謀の振る舞いをしたとしても、村人が流人を殺すことなどできることであつた。流人は公儀から村が預かつた者であり、殺すことは勿論虐待することもできなかつた。それは現在の刑務所に入つてゐる受刑者に対する刑務官と同じことである。

その流人に対する、村人が撲殺するという事件は長い天草の流人島として最初で最後の事件であつた。

『天草近代年譜』には、この野口瀬兵衛（事件）につ

俊太外二十一人を召取り、翌十二日富岡へ引上ぐ。

## 流人 野口瀬兵衛とは

この野口瀬兵衛撲殺事件については、年譜でも概略は分かるが、故鶴田文史氏が『西海義民流人衆史』に詳しく書かれているのでそれを参考にやや詳しく述べてみたい。

野口瀬兵衛は、天保十一年七月二十二日に天草に着き、翌二十三日益田村に引き渡された。

流罪は徳川百個條（御定書百個條）によれば、博打をなす者、女犯の寺僧、誤って人を殺した者等となつていい（『天草天領史叢説』松田唯雄遺稿集）が、瀬兵衛がどんな罪を犯して流罪となつたのか不明である。

それでは処刑以前の身分はどうか。確かなことは分からぬが、

『長崎代官記録集』の「肥後国天草嶋流人野口瀬兵衛怪我ニ而相果候御届書」によると。

私御代官所（長崎代官高木作右衛門）肥後国天草嶋益

田村ニ差置候流人

京都大宮中立壳下ル町 稲葉能登守家来 野口瀬兵

衛 寅参拾五歳

右者京都町奉行掛牧野備前守殿所司代御勤役中嶋御

証文を以、去子年（天保十一年）私御代官所肥後国天草嶋江遠島被仰付、同年七月廿一日着船いたし候付、翌廿三日請取落着扶持日數十日分米五升相渡し、益田村役人江引渡置候……と記されている。

つまり稻葉能登守の家来であることは確かである。またこれから推理するに、稻葉能登守が奉行のような感じを受けるが、調べてみると、東西とも奉行は稻葉ではない。筆者は当時の文書を読み解く能力がないが、筆者的に読むと、京都町奉行の配下で所司代の業務の一つを勤めていたと読めるようだが如何だろうか。

そこで稻葉能登守は京都でどんな役職に付いていたのだろうか。稻葉氏は稻葉臼杵城主の姻戚で、稻葉能登守泰通のようである。京都での役職は分からぬ。

「江戸時代の制度事典」によると、御所関連の仙洞付、禁裏付、禁裏御賄頭や二条城代等々多くの役目があつたことから、これらの役職の一つに付いていたと思われる。さらに瀬兵衛の身分とか扶持も分かればうれしいのだが。

なお鶴田文史は『西海義民流人衆史』の中です。

「京都所司代」配下「京都町奉行」・・・「稻葉能登守家来」とある。という事は与力か同心であったことを意味する。

と述べているがこれは過ちと思う。

野口瀬兵衛がどんな犯罪を犯した分からないが、大胆に推理すると流人として天草での様子から酒の上の失敗かもしだれない。

天草益田村に預けられた瀬兵衛は、觀音寺の近くの川のほとりに、村が提供した九尺三間（2・7 m × 5・4 m）の四坪半の小屋に住んでいた。四坪半とは9畳。この小屋の広さは流人としては広い方だという。普通は二坪もあればいい方のようだ。

さらに主食として、1日白米5合、1ヶ月分白米1斗5升を支給されていた。支給（提供）していたのは役所ではなく近在の百姓たちであった。勿論善意で提供していたのではなく、上からの命令であった。村人は流人瀬兵衛のために、毎日白米1合又は1合当ての代錢を取り立てられていたのである。当時百姓の食糧は、麦や雑穀、芋などで、白米を食べるのは盆か正月位であつたろう。ちなみに1日5合の1年分は1460合、1石4斗6升。当時は一人分1年分は1石と言われていたが、この量は白米以外に麦や芋を食するとすれば、金に替える分まで十二分にあつたことが分かる。

流人は一般に自立が基本であったはずだが、元武士といふ事で扱いも別格であつたのかもしれない。

性格は年譜にあるように酒癖が悪く、元武士としてのプライドが強く、百姓連を見下していたようだ。ただ少々医心があつた様で少しは村人から頼りにされていたのかもしれない。

こうした不平不満が募つて、撲殺事件へと発展したことは容易に想像できる。

## 瀬兵衛撲殺事件

以下、『長崎代官記録集』を元に事件の概要等について、追つてみたい。

瀬兵衛の性癖や村人との関係については。

瀬兵衛儀、生来大酒いたし候ものニ而酩酊之余百姓共江対し過言杯申、一軀多弁ニ而百姓共氣請を損し、其上兼而は、一日白米五合之割を以一ヶ月分白米壹斗五升、惣百姓家別ニ割合、尤白米持合無之ものは時相場代錢を以取立、村役人より相渡來候儀之処、去夏中郡中一統及困窮夫食差支、村役人共昼夜夫食手当中之儀ニ付、右瀬兵衛江相渡候白米之儀も時節柄之儀ニ付、精麦等取交相渡候処、瀬兵衛儀庄屋宅江罷越不承知申立候得共、時節柄村方之もの共は唐芋等を夫食ニいたし候儀ニ付、不肖可致旨、為右衛門より申候

処、瀬兵衛儀百姓共之家前ニ而様々悪口雜言等いたし

候由ニ而、流人之身分を不顧法外之致方と、村方之も

の共相憎居候由

さらに。

一野口瀬兵衛儀、流罪ニ相成候身分をも不顧、元武士之儀ニ付氣位高く自分の武芸を頼み、土百姓杯と見下し、村方より扶助いたし遣候儀も忘却いたし、農業繁多之時節をも斟酌不致。

一瀬兵衛儀、流人之身分を不顧、其上近來增長いたし此儘ニいたし置候ては、此後如何様之儀可仕出哉も難計ニ付、嚴重異見差加候様

ないだろうか。

一例を上げれば、小紋縮緬單羽織、黒紹羽織、黒羽二重衿羽織、萌黄木綿衿羽織、縞木綿羽織等々。普通に考えて、如何に元武士とはいえ流人が所持するには違和感がある品であり数である。

我々は流人といえば、押しなべて悲惨な暮らしを余儀なくされていたという印象が強いが、人によつてはところの人々よりはるかに裕福であつた流人もいたことを知る。

恐らく瀬兵衛の里がかなりの富家であつたか、有力な後援者がいたのかも知れない。年譜にも京都表より瀬兵衛宛てに荷物が届けられていることが記されている。

流罪に際しては、持ち物はかなり厳しく制限されいたはずであるが、流罪になつた後はそれなりに寛容であつたのだろうか。

さらに瀬兵衛、なんと脇差も所持していたという。元武士とはいえ、流人が脇差の所持が許されていたのだろうか。

さてこの盜難事件後、盜難事件で困窮した瀬兵衛は以前から心安くしていいた定次郎後家ふさ方へ同居するようになり、夫婦同然の暮らしをするようになつた。

この撲殺事件にどれだけ関係があるかどうかは分からぬが、天保十二年三月二十二日、瀬兵衛が盜難に逢つた。この犯人が誰であつたかは最後まで不明である。流人のことだから盗まれた品も対したことはないことと思われるが差にあらず、なかなかどうして対したものである。その盗物は、羽織など衣類がほとんどであるが、べて46品。資料にはその盗物の品書きがあるが、恐らく庄屋でもこれだけの衣類は持ち合わせていなかつたのでは

## 撲殺事件発生

意味計画的であるといえようか。

現在でも殺人事件は絶えないが、多人数のリンチによる殺人事件はあまりない。

特に江戸時代は、人々の暮らしは貧しかったとはいっても、世界に冠たる犯罪が少ない社会だった。

天草においてもしかり。年譜を見ても犯罪はほとんど記載がない。江戸時代中期から末期になると、百姓一揆類が多発するが、一揆はあくまで経済闘争であり、少なくとも一揆で人命を奪つた事案はないと思う。もつとも支配者側は一揆の首謀者には獄門や死罪など過酷な処刑をしているが。

それではなぜ瀬兵衛は村人からリンチを受け殺害されたのだろうか。

まずそなれば偶発的なものではなく、いわば必然的なものであつたといえるだろう。それは流人らしからず村人がうらやむような暮らしをしていてことや、その横柄な態度、酒癖の悪さなどから見て取れる。

具体的に残された史料からそれを見てみたい。

この事件が計画的なものか、突発的なものかという事が今日の刑事事件に於いては問われる。

そういう観点からいうと、ある意味突発的であります。そこではなぜ瀬兵衛は村人からリンチを受け殺害されたのだろうか。

そんな最小の村がなぜ流人を受け入れさせられたのか、疑問が浮かぶところもある。ただ、益田村一村の負担ではなく、連帶村の平床村、市瀬村、白木河内村の4村が協力して負担していたのかもしれない。それは先述の史料から、村々の寄合がなされていてことからも推察される。

流人が来るとまず各組に割り当てられ、さらに各村に割り当てられる。この村割り当てはどうしてなされたのだろうか。

村勢やこれまでの受け入れ実績などが考慮されたらうが、庄屋の勢い、つまり庄屋の性格からおとなしい庄

そこで、事件を時間的に追つてみよう。  
天保十三年八月二十三日

隣村の平床村、市瀬村、白木河内村、益田村の庄屋・年寄連集まり、益田村の庄屋池田宅で寄合があった。

天草郡は1町10組に分割されていた。益田村はその10組のひとつ、一町田組に属していた。当時の村勢を見るによく分かるが、益田村の一町田組は村数が13村と村数が多くそのため小村が多い。その中でも益田村は村高82石、家数26軒、人口142人（長崎代官記録集）と天草では最小の村であった。

屋の村に押し付けられたかもしれない。

たつた八十二石、142人の村で、一人といえども流人を受け入れる余地があるとは思えない。

つまり穿った見方をすれば、時の庄屋が氣弱だったために、他村から押し付けられたといえなくもないだろう。事実氣弱かだったかはともかく、この事件の最中庄屋は病没している。

天草には、正確なことは分からぬが、年譜によると340名近く(132名の高野山僧は除く)、判明しているだけで167名の流人が流されている。

その中で特異な例がこの野口瀬兵衛撲殺事件である。

当時流人が村人との関係でどのような関係にあつたか、なかなか現在の我々からはうかがい知れない。例えて言うなら、流人は格子無き監獄にいる罪人で、村や村人は看守であつたと言えようか。

もし現在でも看守が格子の中の罪人に決められた以上的情を与える、脱獄を手伝つたり、さらにその人に対して暴力を加えたり殺傷したら当然看守が罪に問われる。つまり当時、幕府から流人を預かつた村や村人は、その罪人を保護する役目があつた。

つまり村や村人は、流人の看守であつたわけである。

現在の看守と違うのは、看守は罪人の生活の経済的支援をはしなくてもいいが、当時は流人の生活・経済的支援を

多かれ少なかれする必要があった。

これは村や村人にとって到底納得できないことであるが、当時のシステム上受け入れざるを得なかつた。

そのためいやながらも、流人が村人と平和裏に同棲出来ていたなら問題はなかつたが、この瀬兵衛は村人に世話になつていながら逆に村人に迷惑をかけていた。そういうことから、ある意味必然的に起きた事件であるともいえよう。

## 具体的の事件の経過

時は天保十三年八月二十三日昼。西暦に換算すると1842年9月27日。

処は天草郡益田村(現天草市河浦町今田)。庄屋池田為右衛門宅。

経過。

この日池田庄屋宅で、近村の庄屋たちの寄合があつていた。

その寄合の目的が何だったのか。またこのような村どうしの寄合がよく行われていたのかは知れない。

その寄合の出席者は、平床庄村屋富永源太、市瀬庄村屋本多猪三郎、白木河内庄村屋松浦儀市、益田村年寄又

次郎、組頭菊右衛門、百姓理三郎ら。肝心の益田庄村屋池田為右衛門は病氣で臥せつていたようである。

その寄合の時、土間に酩酊した瀬兵衛が現れた。瀬兵衛が現れた目的は村山払い木の件であった。この件で応対した菊右衛門と瀬兵衛の間で意見の相違があり口論となつた。更に口論だけにとどまらず、瀬兵衛が立腹し有木をくれないのは道理に反すると菊右衛門に突つかかり取つ組み合いとなつた。瀬兵衛は菊右衛門に「絞め殺すぞ」と雑言を浴びせわき腹を蹴り陰嚢を絞めた。

その物音を聞きつけて座敷にいた左源太や伊三郎、儀市、理三郎らが出てきて、理三郎が瀬兵衛を取り押さえているうちに、瀬兵衛が差していた脇差を奪い取つた。それまで瀬兵衛が脇差を抜かなかつたのは殊勝?だが、百姓たちは何時抜かれるかもしけず危険と感じたためだ。ただ為右衛門は、我が家(役宅)でこれらのことを行われたことで、病状が俄かに重くなつたが、一応落ち着いた?瀬兵衛が、心得ある医心により介抱をした。これで一応はこの場は収まつたかに見えたが、その夜、為右衛門は、村の有力者伝次に、瀬兵衛に意見をするよう申し付けた。瀬兵衛がこの頃益々増長し、このまま放つておくとこの後どのようなことになるかもしけないとの危惧からであつた。

そのため伝次その他、又次郎、儀右衛門、寅市、理三郎の5人が厳しく意見をするために、万一に備え数人の仲

間に棍棒を持たせて同道し、瀬兵衛が寝起きしているふさの家へ赴いた。

瀬兵衛は後家のふさを勝手に妻同様にしていた。

5人が瀬兵衛に意見をすると、瀬兵衛ももちろん反論した。そこへ外にいた村人が、棍棒を持って家の中に入り込み、瀬兵衛に殴り掛けた。瀬兵衛も1尺4、5寸ほどの棒で立ち向かつたが、多勢に無勢命の危険を感じた瀬兵衛は、どうせ死ぬなら人の小屋でなく自分の小屋で死にたいと、裸になつて棒を持って掛け出した。

それを追つて村人は瀬兵衛を追いかけ、袋叩きにして畑の中で遂に討ち果たした。もつとも殺すつもりはなかつただろうが、勢いで殺してしまつたのである。

さらに撲殺後、村人が取つた問題が後日村人に大きな科として返つてくることになる。

村人は殺した瀬兵衛の死骸を川へ運び、血を洗い、傷跡には泥を塗つてごまかし、瀬兵衛を瀬兵衛の小屋へ運んだ。

瀬兵衛殺害を知り驚いた庄屋為右衛門は、偽装はよくないと分かつっていたが、偽装を納得し庄屋見習いの益三郎を死骸見届けに遣わした。為右衛門は年寄又次郎からいきさつについて報告を受け、偽装について打ち合わせ

それは事故見分に備え、石垣の石ふたつみつ外し転がし置き、畑の中も瀬兵衛が転んで落ちたように偽装した。その後連帶村の平床村、市瀬村、白木河内村へも使いを出し事件を知らせた。

このように殺害でなく事故死として偽装し、口裏を合わせた後富岡陣屋へ連絡した。陣屋は遠見番所の地役人に現場検証を行わせるため、手付小比賀重五郎を検死に派遣した。小比賀は村人の偽装を見抜けず、見分は終わり、死骸は最寄りの寺院観音寺へ運び葬儀を執り行つた。年譜によると、『海中に投じた』とあるがこれは誤りである。

これで流人瀬兵衛事件は無事落着した・・・はずであつたが。

こうした偽装はどこかでほころびが出るのが常である。やがて瀬兵衛は事故で死んだのではなく、殺されたという風聞が流れ、それがやがて富岡陣屋が知ることとなつた。この殺害された・・・と噂を流したのは、情婦のふさであつた。ふさはいやいや瀬兵衛の女になつていたのではなく、少なからず瀬兵衛に愛情を感じていたのかもしない。

そこで富岡陣屋では噂を放つておくことはできず、真相究明のため次席手代金井八郎を始め、書役、山方役、

遠見役、富岡町庄屋、同年寄、郡会所月当番らが、非人10人を召し連れて益田村へ入つた。

さすがの村人も、役人たちの前には嘘をつくことはできず、その結果村人23名を召捕り、富岡陣屋の牢に入れられた。

この後、富岡陣屋で尋問が行われ、その中の主要人物数名は、長崎へ送られ更に厳しい尋問が行われた。

## 事件の裁決

天保十四年十月二十三日、事件から473日後「流人野口瀬兵衛敲殺一件」の裁決が発表された。

処刑者は、遠島1名、伝次（但し牢死のため執行されず）。中追放6名。過料5貫文、庄屋見習益三郎、平床村庄屋左源太ら3名。急度叱3名。50日押込1名、これはふさ。さらに検死をした小比賀重兵衛は咎の沙汰。この咎めはどういう刑か分からぬ。

この中に庄屋為右衛門は含まれていない。実は庄屋為右衛門は十月二日に病死している。その他裁決には名前がないが、10名が病死となつてゐる。彼らは實際は牢死であることは疑いない。つまりそれだけ尋問が厳しかつたことが伺える。この病死の中には、市瀬村庄屋猪三郎、白木河内庄屋儀市が含まれてゐる。

174名という少ない村人から、15名（牢死や中追放）

の人が、それも働き盛りの者が村から消えるという」とで村としては大変な損失であった。

もし瀬兵衛殺害を偽装することなく素直に申し出でいたら、どのような裁決が下されていたのだろうか。

また殺人刑にしては、遠島1名その他と軽いようにも思える。これは、瀬兵衛にも殺されるだけの理由があつたと判断したためだろうか。

だろうかと、鶴田氏は述べている。

ただし、鶴田氏『西海義民流人衆史』に図で掲載されている墓石の戒名は、他の人（合葬者）と入れ違つている。過去帳の戒名に“医生”が入つてあるところから、再建者が間違つて彫つたのだろうか。それとも、鶴田氏の早とちりだろうか。

その合葬者、荒井玄成とはいかなる人物か、今となつては全く不明という。

そこでまたまた大胆な筆者の推理だが、荒井氏は野口瀬兵衛が内妻ふさとの間に生まれた子であつたかも知れない。その子は長じて医者となり、父親を撲殺した恨みを忘れ村人への医療の貢献をしたとしたら。

振る舞いが村人の反感を買つていたとはい、撲殺した瀬兵衛の弔いと、その子玄成が医師として村人に貢献したことと、同じ墓石に弔つたと言えるのではないだろうか。

先に述べたように野口瀬兵衛の墓は観音寺の墓地にある。ただし昭和になつてから再建された墓ではあるが。その墓石には、野口の単独墓ではなく、もう一名の名が彫られていて再建されている。再建者は、「昭和五十九年七月吉日 池田栄之 再建」と刻まれている。

瀬兵衛の戒名は「淨雲院清乘神田居士」となつてゐる。

野口瀬兵衛の供養帳が観音寺の主寺である崇円寺に残されているというが、それによると「頓念驚住医生」となつてゐるという。墓石とは異なる。

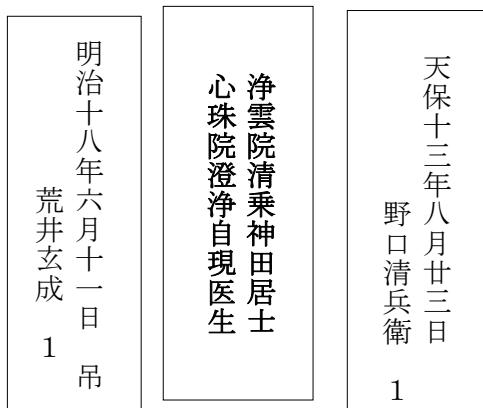
この新墓石の戒名は、恐らく再建者が先祖の過ちを悔い、院号を付けて供養のために新たに付けたのではない

## 野口瀬兵衛の墓 刻字

左

正面

右



※瀬兵衛でなく清兵衛と刻まれている

名前の下の1は数字の1でなく『事』の古略字 つまり野口清兵衛事 の意味で字ある  
(写真参照) 「西海義民流人衆史」202Pの図  
は間違い

5) となつてゐるが、同寺にある天草市文化財「巖戸山観音寺の板碑」の説明板によると、創立明暦三年(1657)としている。



野口清兵衛の位牌

天草市河浦町 池田裕之氏所蔵